継続教育制度｜ガスケ・アプローチ アドバイザー認定更新について

制度の基本方針

アドバイザー資格の更新制度は、各資格者の**初回認定日**を起点として判定する運用とする。更新にあたって新たな認定日は設けず、初回認定日から区切られる4年ごとの期間内に、定められた更新要件を満たしているかによって資格継続を判定する。

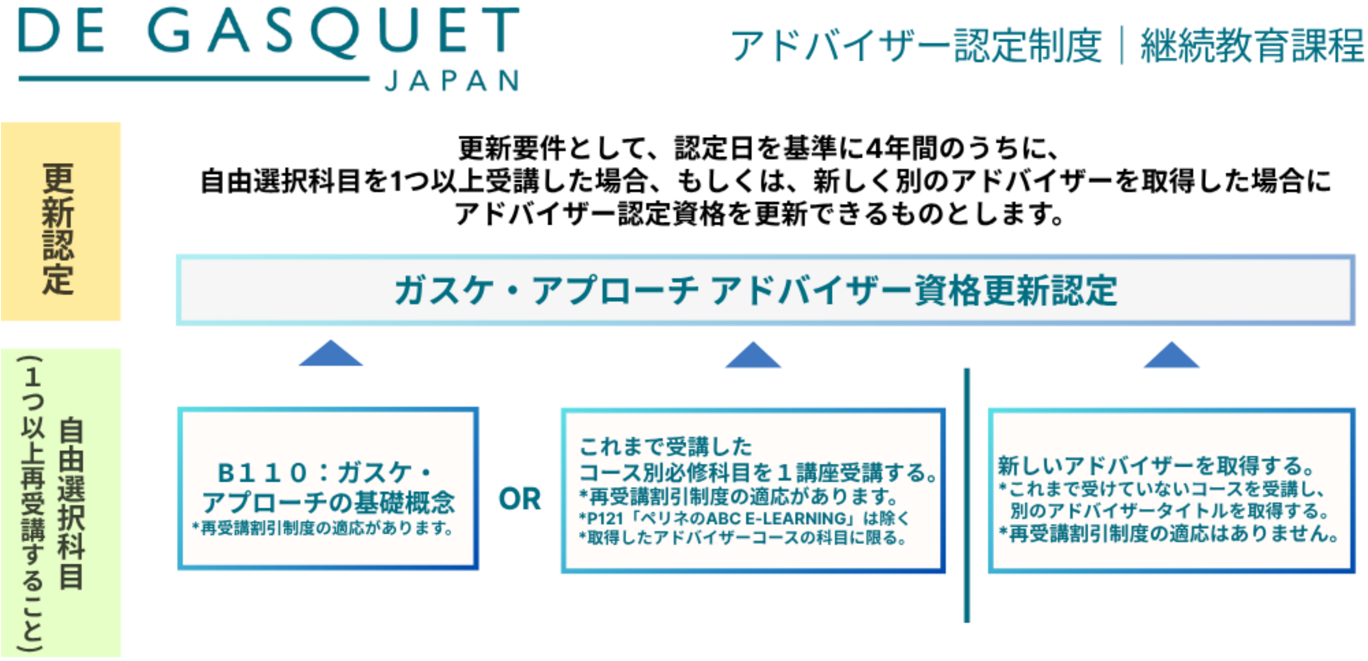

<更新｜再受講割引制度 適応価格>

	受講時間	受講料	
基礎科目	14時間	58,440	2日間14時間のフルプログラムを再受講し、ガスケ・アプローチの基礎となる身体感覚と伝え方を学び直します。
コース別必修	14時間	79,440	2日間14時間のフルプログラムで再受講し、専門知識と実践力をブラッシュアップします。

4年更新制の考え方

2026年4月1日以降に新たにアドバイザー資格を取得した方、および同日以降に資格更新を行った方には、4年更新制を適用する。
4年更新制では、初回認定日から4年ごとの区切りごとに更新要件の達成状況を確認し、要件を満たしていれば次の4年間も資格を継続できる。
更新要件を早めに満たした場合でも、4年の枠自体は変わらず、新しい認定日や有効期限の付け替えは行わない。

取得年から更新年の12月31日までという期間に関しては、これまで通りとする。

更新制の例

初回認定日が2018年6月1日の場合、判定期間は次のように区切られる。

- 第1期：2018年6月1日〜2023年12月31日（5年更新）
- 第2期：2024年1月1日〜2029年12月31日（5年更新）
- 第3期：2030年1月1日〜2034年12月31日（4年更新）

各期間内で必要科目を受講していれば、その次の期間も継続対象となる。

経過措置（5年更新制）

2026年3月31日までにアドバイザー資格を取得し、従来制度の対象となっている方には、5年更新制を適用する。
これらの方は、最初の更新までは従来どおり5年ごとの更新要件を適用し、その更新完了後に4年更新制へ移行する整理とする。
したがって、制度移行期には「4年更新制」と「5年更新制」が併存する。

制度区分早見表

状況	適用制度	判定の起点	更新サイクル	備考
2026年4月1日以降に新規取得	4年更新制	初回認定日	4年ごと	各4年間で更新要件を確認
2026年4月1日以降に更新した方	4年更新制	初回認定日	4年ごと	更新後は4年制を適用
2026年3月31日までに取得し、未更新の方	5年更新制	初回認定日	5年ごと	最初の更新までは旧制度を適用
2026年3月31日までに取得し、5年制の対象となる方	5年更新制	初回認定日	5年ごと	更新完了後に4年制へ移行

年度ベース早見表

初回認定時期	初回に適用される制度	更新の考え方
2025年度までに取得	5年更新制	最初の更新までは5年制、その後4年制へ移行
2026年度以降に取得	4年更新制	初回認定日を起点に4年ごとに判定
2026年4月1日以降に更新	4年更新制	更新後は4年制で運用

更新要件：

周産期アドバイザー、ペリネ教育アドバイザー、

ペリネ・リハビリテーションアドバイザー、体幹機能アドバイザー

各4年の期間内に、次の要件を満たすものとする。

- B110「ガスケ・アプローチの基礎概念」または、取得済みアドバイザー資格コースに含まれるコース別必修科目を1科目以上受講する。
- ただし、P121「ペリネのABC E-LEARNING」は更新要件の対象外とする。
- 新しく別のアドバイザーを取得する。
- 複数のアドバイザー資格をお持ちの方は、そのいずれかのコース別必修科目を1科目以上再受講していただければ、4年更新要件を満たしたものとします。

受講時期の取り扱い

更新に必要な科目は、各4年または5年の対象期間内であれば、いつ受講しても差し支えない。
ただし、早期に受講を完了した場合でも、更新期間の起点や区切りは変わらず、初回認定日からのサイクルを維持する。
受講時期に制約を設けない一方で、制度上の判定枠は固定することが、この制度の基本的な考え方である。

ガスケ・ジャパン教育支援制度により、再受講価格を設ける。ただし、新しく別のアドバイザーを取得する場合は、その限りではない。

また、何かしらの理由により更新が困難な場合は、下記の要綱の通り、猶予期間を設ける。

継続教育課程要綱｜ガスケ・アプローチ アドバイザー認定更新制度

第1条 目的

この要綱は、ガスケ・アプローチ アドバイザー認定資格の更新に必要な継続教育課程について定め、資格取得後における知識および実践力の維持・向上を図ることを目的とする。
あわせて、ガスケ・アプローチの基本概念、専門知識および実践内容の再確認を通じて、各アドバイザーが教育・臨床・支援の現場において適切に活動できる水準を維持することを目的とする。

第2条 更新認定の基本方針

アドバイザー資格の更新は、各資格者の認定日を基準として4年間の更新対象期間を設け、その期間内に所定の更新要件を満たした場合に行う。
更新要件を満たした場合であっても、新たな認定日は設けず、認定日を起点とした4年ごとの更新枠に基づいて資格継続を判定する。
更新対象期間内に要件を満たさない場合は、当該資格を継続できない。

第3条 適用対象

本要綱は、2026年4月1日以降に新たにアドバイザー資格を取得した者、および同日以降にアドバイザー資格を更新した者に適用する。
2026年3月31日までにアドバイザー資格を取得した者で、従前の更新制度の適用対象となる者については、別に定める経過措置による。

第4条 更新要件

アドバイザー資格の更新には、認定日を起点とする4年間の更新対象期間内に、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

1. 自由選択科目を1つ以上受講すること。
2. 新しいアドバイザー資格を取得すること。

前項第1号に定める自由選択科目は、次のいずれかとする。

- B110「ガスケ・アプローチの基礎概念」
- これまでに受講したコース別必修科目のうち1講座

ただし、次に掲げる科目は自由選択科目に含めない。

- P121「ペリネのABC E-LEARNING」
- 取得したアドバイザーコースの科目以外の科目

新しいアドバイザー資格の取得とは、既に取得済みのアドバイザータイトルとは別のアドバイザー資格を新たに取得することをいう。

この場合、新しいアドバイザー資格の取得については、再受講割引制度の適用はない。

第5条 再受講割引制度

更新要件として自由選択科目を受講する場合、再受講割引制度を適用することができる。

再受講割引制度の対象となるのは、B110「ガスケ・アプローチの基礎概念」および、取得済みアドバイザー資格コースに含まれるコース別必修科目とする。

ただし、新しいアドバイザー資格の取得については、再受講割引制度を適用しない。

第6条 受講時期

更新要件に係る受講時期は、認定日を起点とする4年間の更新対象期間内であれば任意とする。

更新対象期間内に早期に要件を満たした場合であっても、更新対象期間の起算日および満了日は変更しない。

第7条 受講時間および受講料

更新要件に係る自由選択科目の受講時間および受講料は、次のとおりとする。

区分	受講時間	受講料	内容
基礎科目	14時間	58,440円	2日間14時間のフルプログラムを再受講し、ガスケ・アプローチの基礎となる身体感覚と伝え方を学び直す。
コース別必修	14時間	79,440円	2日間14時間のフルプログラムで再受講し、専門知識と実践力をブラッシュアップする。

新しいアドバイザー資格の取得に係る受講時間、受講料その他の条件は、当該資格に係る募集要項その他の定めによる。

第8条 資格継続の判定

更新対象期間内に第4条に定める要件を満たした者については、次の4年間の更新対象期間において資格を継続することができる。

更新対象期間ごとの資格継続の判定は、事務局が受講履歴その他必要な記録に基づいて行う。

第9条 猶予期間

1. 妊娠・出産、育児、家族の介護、本人の傷病その他やむを得ない事情により、更新要件の履行が困難な場合、アドバイザーは更新対象期間の延長（以下「猶予」という。）を申請することができる。

2. 猶予は、1回あたり1年間を限度とし、同一の認定期間について申請できる回数は通算2回までとする（最長2年間の延長）。
3. 猶予申請は、原則として当該更新対象期間の満了日の1か月前までに、support@degasquetjapan.comまで連絡を行うものとする。
4. 事務局は、前項の申請内容を審査のうえ、猶予の可否および延長期間を決定し、申請者に通知する。
5. 猶予が承認された場合、当該期間は更新要件の判定対象期間に含めるものとし、延長後の満了日までに所定の更新要件を満たせば、資格を継続できる。
6. 猶予期間中も、任意で研修会を受講することは妨げない。

第10条 補則

本要綱に定めのない事項は、一般社団法人ガスケ・ジャパンが別に定める。

本要綱の改廃は、一般社団法人ガスケ・ジャパンが行う。

附則

1. 本要綱は、2026年4月1日から施行する。
2. 2026年3月31日までにアドバイザー資格を取得した者に関する更新制度の取り扱いは、別途、経過措置に定める。